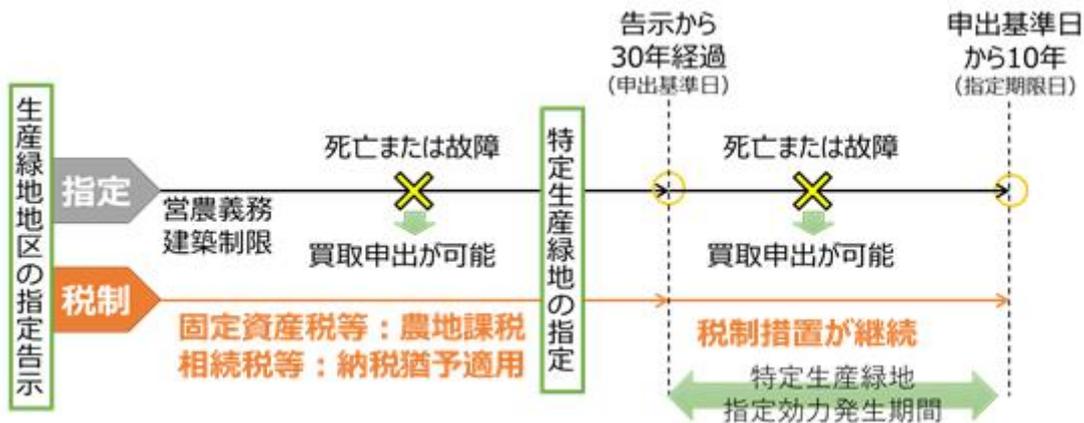


## 生産緑地に関するよくあるご質問

### 生産緑地の追加指定について

Q1.現在、生産緑地ではない市街化農地を10年更新の特定生産緑地に指定することはできますか？

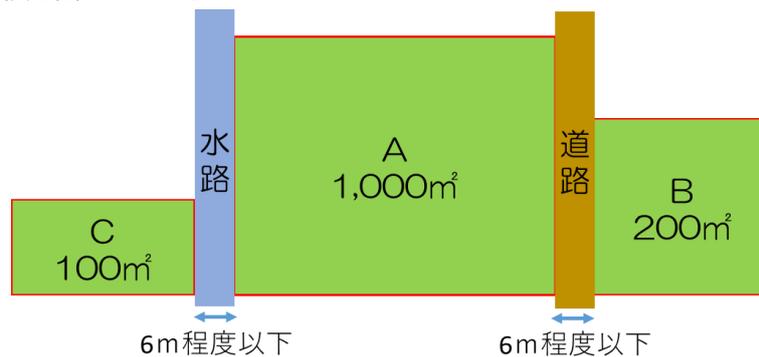
A1.できません。生産緑地ではない市街化農地は、まず生産緑地に指定し、30年が近く到来するに至った際に、10年更新の特定生産緑地に指定することができます。



Q2.「一団の農地等の区域」とは、どのような区域ですか？

A2.物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域のことです。

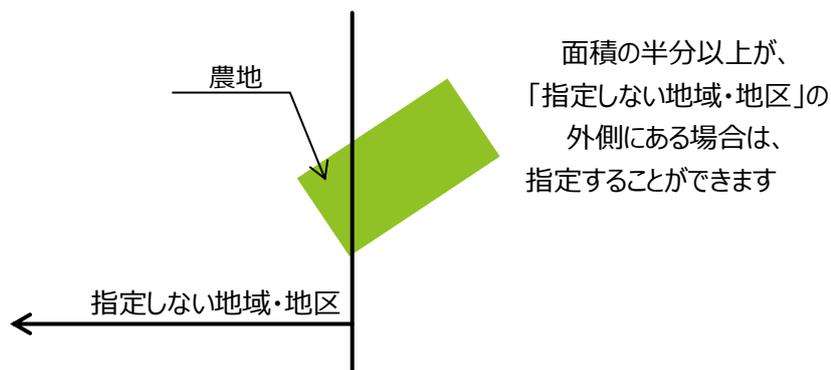
道路や水路等が介在していても、これらの道路、水路等がおおむね幅員6m以下の小規模で、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものについては、一団の農地等の区域と取り扱うことができます。ただし、この場合において、介在する道路、水路等は生産緑地地区の面積に含まれません。



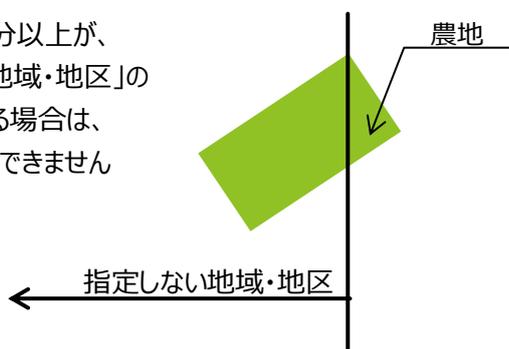
道路、水路等が介在している場合であっても、それらが6m程度以下で物理的に一体性を有していると認められるのであれば、一団の農地等として取り扱うことが可能

Q3.生産緑地指定の他の要件は満たしているのですが、「指定しない地域・地区」に農地の一部だけ、かかっています。この場合も、生産緑地の指定はできないのですか？

A3. 例1)



例2) 面積の半分以上が、「指定しない地域・地区」の内側にある場合は、指定することができません



Q4.生産緑地指定の他の要件を満たしている農地が、近隣商業地域内にあるのですが、都市計画道路の計画区域に一部だけかかっています。この場合も、生産緑地を指定できないのですか？

A4.生産緑地は公共施設用地の保留地機能を有していることから、農地が都市計画道路の計画区域に一部でもかかる場合は、生産緑地を指定することができます。